

<p>条 例 名 等</p>	<p>子育て王国とっとり条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 平成22年に始まった「子育て王国とっとり」の取組は、豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指している。この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすい住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようにするため、この条例を制定する。</p> <p>2 概要 (1) 目的 急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化していることが本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国と通りの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(2) 基本的な考え方 子育て王国と通りの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。 ア 子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにすること。 イ 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。 ウ 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。 エ 地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。</p> <p>(3) 県等の責務 ア 県は、(2)の基本的な考え方(以下「基本方針」という。)にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。 イ 県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。 ウ 県は、市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるとともに、基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。 エ 市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるとともに、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 保護者等の役割 ア 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努め、その役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。 イ 子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。</p>

提
出
理
由
及
び
概
要

ウ 県民は、基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。

エ 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

(5) 子育て支援等の推進

ア 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他必要な子育て支援等に関する施策を推進するとともに、子育て支援団体、県民及び事業主による子育て支援等の一層の促進のために必要な支援を行うものとする。

イ 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めるものとする。

ウ 知事は、推進指針を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を聴くものとする。

(6) 推進体制の整備等

ア (5)のウの意見を述べる等の事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。

イ 県は、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備するものとする。

ウ 県は、子育て支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 施行期日

施行期日は、公布日とする。

別表

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	<p>ア 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。</p> <p>イ 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。</p> <p>ウ 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。</p> <p>エ 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。</p> <p>オ 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。</p>
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	<p>ア 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。</p> <p>イ 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域での子育てを支援すること。</p> <p>ウ 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。</p> <p>エ 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</p>

提出理由及び概要

	<p>オ 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。</p> <p>カ 保育所等において自他の命を大切にすることを育成する取組を充実させること。</p> <p>キ 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。</p> <p>ク 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。</p> <p>ケ 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。</p>
<p>安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策</p>	<p>ア 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。</p> <p>イ 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。</p>
<p>きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</p>	<p>ア 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。</p> <p>イ 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。</p> <p>ウ 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。</p> <p>エ 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域における青少年団体の活動その他の地域ぐるみで子どもに関わる活動の支援等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>オ 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。</p> <p>カ 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。</p>
<p>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>	<p>ア 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</p> <p>イ 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。</p> <p>ウ ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。</p> <p>エ 障がい児が地域で安全かつ安心して生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。</p> <p>オ 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</p>

子育て王国とっとり条例

子どもは、未来を創り、希望をもたらす大切な存在である。女性が安心して子どもを産み、誰もが育てる喜びを実感し、子どもの笑顔があふれ、全ての人が幸せに生活できる社会を実現することは、私たちみんなの願いである。

近年、核家族化、少子化、過疎化等の進行により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。子どもが健やかに育つことは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成するという未来への投資として地域全体で取り組むべき重要な課題である。

鳥取県では、従来より、妊娠及び出産から成人に至るまでの全般にわたって様々な施策に取り組んできた。平成22年に始まった「子育て王国とっとり」の取組は、豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指している。この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化していることが本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国と通りの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「子育て支援等」とは、子どもの出産及び健やかな成長のための環境整備その他の子どもを産み、育てることに関するあらゆる支援、援助及び応援をいう。

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいう。

4 この条例において「子育て支援団体」とは、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他の団体であって、子育て支援等を行うものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 子育て王国と通りの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにすること。
- (2) 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。
- (4) 地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。

3 県は、市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるものとする。

4 県は、基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるものとする。

る。

- 2 市町村は、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切に、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする。

- 2 保護者は、前項の役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。

(事業主の役割)

第9条 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業主は、職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。

(子育て支援等の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他必要な子育て支援等に関する施策を推進するものとする。

- 2 県は、子育て支援団体、県民及び事業主による子育て支援等の一層の促進のために必要な支援を行うものとする。

(子育て王国とっとり推進指針)

第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、推進指針を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を聴くものとする。

(子育て王国とっとり会議)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。

- (1) 前条第2項の規定により、知事に意見を述べること。
- (2) その他この条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

- 2 子育て王国とっとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に掲げる事務を処理するものとする。

- 3 子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進体制の整備)

第13条 県は、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、子育て支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。 2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。 3 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域での子育てを支援すること。 3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。 6 保育所等において自他の命を大切にすることを育成する取組を充実させること。 7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。 8 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。 9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。
安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。 2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。 2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。 3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供する

	<p>こと。</p> <p>4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域における青少年団体の活動その他の地域ぐるみで子どもに関わる活動の支援等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。</p> <p>6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。</p>
<p>特に支援が必要な子ども ・家庭の健やかな生活を 支援する施策</p>	<p>1 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</p> <p>2 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。</p> <p>3 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。</p> <p>4 障がい児が地域で安全かつ安心して生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。</p> <p>5 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</p>

障がい福祉課（内線：7866）
 子育て応援課（内線：7572）
 健康政策課（内線：7857）
 医療指導課（内線：7165）

議案第34号（条例関係）

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 (1) 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金について、厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が変更されたことに伴い、鳥取県後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の割合を変更する。 (2) 目的を終えた基金を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業等を行うことを目的として、鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金へ積立てを行うため、鳥取県後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の割合を10万分の44（現行：1万分の9）に変更する。 (2) 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金、鳥取県妊婦健康診査支援基金、鳥取県ワクチン接種緊急促進基金は、廃止する。 (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
					16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てる時。 (1) 障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) 障害者総合支援法による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業 (3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業 (4) その他障害者総合

--	--	--	--	--

16 略

17 略

--	--	--	--	--

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

--	--	--	--	--

				支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業
--	--	--	--	--

17 略

18 略

19 鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
------------------	------------------------------	-----------------	-------------------------	---------------------------------

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、感染症の予防を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
--------------------	---	-----------------	-------------------------	---------------------------------

略
29 略
30 略
31 略
32 略

32 略
33 略
34 略
35 略
36 略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

	定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、 <u>10万</u> 分の <u>44</u> とする。				定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、 <u>1万</u> 分の <u>9</u> とする。		
--	---	--	--	--	---	--	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 精神障がい者施策について総合的に調査審議を行うため、委員の職種・機能に類似性がある附属機関を見直し(統廃合)することで当該附属機関の効率化を図る。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 見直し後の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県精神保健福祉医療協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療保護入院等の必要性や当該患者への処遇の審査に関する事項 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事項 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項 精神障がい者の地域移行等に関する事項 薬物・アルコール等依存症患者に対する支援及び施策等に関する事項 精神科救急医療体制の整備に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 見直しの内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県精神医療審査会を「鳥取県精神保健福祉医療協議会」に改める。</td> <td> 次の下線の調査審議する事項を加える。 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事項 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項 精神障がい者の地域移行等に関する事項 薬物・アルコール等依存症患者に対する支援及び施策等に関する事項 精神科救急医療体制の整備に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>鳥取県自立支援医療費(精神通院医療)支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会、鳥取県地域移行支援プロジェクト会議、鳥取県地域依存症対策推進委員会については、その調査審議する事項を鳥取県精神保健福祉医療協議会に加えることに伴い廃止する。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずるとともに、鳥取県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例について所要の規定の整備を行う。</p>	名称	調査審議する事項	鳥取県精神保健福祉医療協議会	<ul style="list-style-type: none"> 医療保護入院等の必要性や当該患者への処遇の審査に関する事項 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事項 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項 精神障がい者の地域移行等に関する事項 薬物・アルコール等依存症患者に対する支援及び施策等に関する事項 精神科救急医療体制の整備に関する事項 	名称	調査審議する事項	鳥取県精神医療審査会を「鳥取県精神保健福祉医療協議会」に改める。	次の下線の調査審議する事項を加える。 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事項 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項 精神障がい者の地域移行等に関する事項 薬物・アルコール等依存症患者に対する支援及び施策等に関する事項 精神科救急医療体制の整備に関する事項
名称	調査審議する事項								
鳥取県精神保健福祉医療協議会	<ul style="list-style-type: none"> 医療保護入院等の必要性や当該患者への処遇の審査に関する事項 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事項 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項 精神障がい者の地域移行等に関する事項 薬物・アルコール等依存症患者に対する支援及び施策等に関する事項 精神科救急医療体制の整備に関する事項 								
名称	調査審議する事項								
鳥取県精神医療審査会を「鳥取県精神保健福祉医療協議会」に改める。	次の下線の調査審議する事項を加える。 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事項 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項 精神障がい者の地域移行等に関する事項 薬物・アルコール等依存症患者に対する支援及び施策等に関する事項 精神科救急医療体制の整備に関する事項 								

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県精神保健福祉医療協議会	<p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第12条に規定する事項</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給の認定に関する事項</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項</p> <p>(4) 精神障がい者の地域移行及び地域定着に向けた支援に関する事項</p> <p>(5) 薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項</p> <p>(6) 精神科救急医療体制の整備に関する事項</p>	鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第12条に規定する事項
略		略	
鳥取県体験作文等審査委員会	心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項	鳥取県体験作文等審査委員会	心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
		鳥取県地域移行支援プロジェクト会議	精神障がい者の地域移行及び地域定着に向けた支援に関する事項
		鳥取県地域依存症対策推進委員会	薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項

略		略	
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項	鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項
		鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費支給の要否並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳交付の可否及び等級の判定に関する事項
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例（以下「旧条例」という。）別表第1に掲げる鳥取県精神医療審査会、鳥取県地域移行支援プロジェクト会議、鳥取県地域依存症対策推進委員会及び鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例（以下「新条例」という。）別表第1に掲げる鳥取県精神保健福祉医療協議会の委員に任命されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例別表第1に掲げる鳥取県心といのちを守る県民運動、鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会、鳥取県8020運動推進協議会及び鳥取県よい歯のコンクール審査会の委員に任命されている者は、新条例別表第1に掲げる鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議の委員に任命されたものとみなす。

(鳥取県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 鳥取県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第12条に規定する事項を処理する鳥取県精神保健福祉医療協議会の事務</u></p> <p>(5)～(9) 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県精神医療審査会の事務</u></p> <p>(5)～(9) 略</p>

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 高齢者の美術作品展である鳥取県シニア作品展の知事表彰作品の選考において、専門的知見を反映させるため、審議を行う附属機関を新設するものである。</p> <p>2 概 要 次のとおり附属機関を新設する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会</td> <td>鳥取県シニア作品展知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 委員の構成 外部有識者10名</p> <p>(2) 審議対象部門 日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真 計5部門</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>	名称	調査審議する事項	鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	鳥取県シニア作品展知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
名称	調査審議する事項				
鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	鳥取県シニア作品展知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項				

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項	鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項
鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	鳥取県シニア作品展知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項		
子育て王国とっとり会議	(1) 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第号）第12条第1項各号に掲げる事項 (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事項		
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条例名等
提出理由
概要

鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 提出理由

(1) 子育て王国とっとり会議

子育て王国と通りの取組を一層推進するため、子育て支援等に関する専門的知見や住民意見を導入し総合的に調査審議を行う附属機関を新設するものである。

(2) 鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会

子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考において、川柳等に関する専門的知見を反映させるため調査審議を行う附属機関を新設するものである。

2 概要

(1) 新たに設置する附属機関

名称	調査審議する事項
子育て王国とっとり会議	①子育て王国とっとり条例第12条第1項各号に掲げる事項 ②子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事項
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選定に関する事項

(2) 調査審議の内容

名称	調査審議の内容
子育て王国とっとり会議	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう子育て王国とっとり推進指針を策定する際に、必要に応じて意見を述べること。 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項についての調査審議を行うこと。 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定、変更の際に意見を述べること。 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各審査委員は応募作品の中から一定の水準に達していると思う作品を選定することを目的として、各審査委員の自由な感性に基づき、優秀と判断した作品を選定すること。 各審査委員が選定した作品の中から表彰作品を選定することを目的として、作品の評価を実施し、上位の評価を受けた作品を知事表彰作品として決定すること。

(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例案

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項	鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項
鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	鳥取県シニア作品展知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項		
子育て王国とっとり会議	(1) 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第33号）第12条第1項各号に掲げる事項 (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事項		
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選定に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会など6の附属機関を廃止する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 廃止する附属機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会 イ 鳥取県心といのちを守る県民運動 ウ 鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会 エ 鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ オ 鳥取県8020運動推進協議会 カ 鳥取県よい歯のコンクール審査会 <p>(2) 廃止の理由</p> <p>上記ア及びエ 県行政に関して調査審議する役割を終了したため</p> <p>上記イ、ウ、オ及びカ 健康づくり文化の創造のための施策に関する事項を審議する「鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議」において、総合的に審議するため</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成26年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 廃止される附属機関の委員のうち、上記2(1)イ、ウ、オ及びカに任命されている者については、鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議の委員に任命されたものとみなす経過措置を講ずる。</p>

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例案

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県感染症対策協議会	感染症による危機に適切に対応するための指針の策定、感染症情報の収集及び分析並びに状況に応じた対応策等に関する事項	鳥取県感染症対策協議会	感染症による危機に適切に対応するための指針の策定、感染症情報の収集及び分析並びに状況に応じた対応策等に関する事項
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定診査等に関する事項	鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定診査等に関する事項
略		鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会	県民の口腔機能についての知識の普及及び食育支援の体制整備に関する事項
		鳥取県心といのちを守る県民運動	自死防止対策に関する事項
		鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会	鳥取県食育推進活動知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
		鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ	がん統計の整備のために行うがん患者の診療情報の収集等のあり方に関する事項
		鳥取県8020運動推進協議会	生涯を通じた県民の歯科保健対策としての8020運動の具体的な施策等に関する事項
		鳥取県よい歯のコンクール審査会	よい歯のコンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県附属機関条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 役割の終了した附属機関を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会 看護師不足の中、県東部における看護師養成の専門学校、中部における看護大学新設の動きに対して、これらを実現するための支援策等、看護師養成の抜本的拡充について検討を重ねて、提言や意見を取りまとめ、その役割を終えたことにより廃止する。</p> <p> (2) 鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会 中部の産科・小児科医療体制の維持・充実策について検討を重ねて提言が新たな施策に結びつくなど、一定の役割を果たした。今後は中部保健医療圏地域保健医療協議会において検討を行うこととし、その役割を終えたことにより、廃止する。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例案

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項に規定する事項	鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項に規定する事項
鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会		鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会	看護師養成の現状と課題、今後必要な看護師数及び看護師像並びに看護師養成の拡充策等に関する事項
略	地域保健医療計画の実施に関する事項	略	地域保健医療計画の実施に関する事項
鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会		鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会	
鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会		鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会	中部地区の産科及び小児科の医療体制の整備に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について （鳥取県保健所条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が引き上げられることに伴い、使用料等の額を見直す。</p> <p>2 概 要 （1）非課税とされる検査以外の検査に係る使用料等の額は、100分の108（現行100分の105）を乗じた額とする。 （2）検査に係る使用料等の額の算定に用いる割合を条例に明記する等の所要の規定の整備を行う。 （3）施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる検査にあつては10分の8を、それ以外の検査にあつては<u>1,000分の864を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、<u>療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額</u>）</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について (鳥取県手数料徴収条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、保育士試験の実施について新たな区分が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 筆記試験及び実技試験の全部を免除する保育士試験に係る手数料は、1 件につき 2, 400 円とする。</p> <p>(2) 施行期日は、平成 2 6 年 4 月 1 日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア <u>筆記試験及び実技試験の全部を免除するもの</u> <u>1件につき2,400円</u></p> <p>イ <u>その他のもの</u> <u>1件につき12,700円</u></p> <p>(15の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 <u>1件につき12,700円</u></p> <p>(15の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について （鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について）</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、県立社会福祉施設において徴収する手数料について所要の改正を行う。 (2) 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が引き上げられることに伴い、県立社会福祉施設において徴収する使用料及び手数料の額を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 次に掲げる診断書の交付に係る手数料の額は、1通につき5,400円とする。 ア 年金障がい診断書 イ 身体障害者手帳診断書・意見書 ウ 精神障害者手帳診断書 エ 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書 (2) 消費税率の引き上げに伴い、消費税が課される使用料及び手数料の額を増税分引き上げる。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する福祉保健部長、同条例第2条の規定により設置される福祉保健部を構成する内部組織の長又は前条の規定により設置される鳥取県立社会福祉施設の長、次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあつては当該指定管理者。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 略</p>
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 略</p>
<p>(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第6条 略</p>
<p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑にあつては、指定管理者。第11条から第13条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p>	
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター</u></p>

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る利用にあつては、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る利用にあつては、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額

2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（第4号に規定するものを除く。）にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る利用（第4号に規定するものを除く。）にあつては、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額

(3) 短期入所又は障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る利用にあつては、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額

(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、同法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基

（以下「総合療育センター」という。）の利用並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る皆成学園、総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下この条において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(5) 別表第1の左欄に掲げる利用にあっては、同表の右欄に定める額

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（次号に規定するものを除く。）にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 別表第1の左欄に掲げる利用にあっては、同表の右欄に定める額

(4) 鳥取療育園における予防接種にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

5 児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3

3 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る皆成学園及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

4 児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3

号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
第18条第1項の措置による利用については、前各項
の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。

6 略

号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
第18条第1項の措置による皆成学園、総合療育セン
ター、鳥取療育園及び中部療育園の利用につい
ては、前3項の規定にかかわらず、使用料を徴収し
ない。

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項
及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法
律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第
64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条
第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定す
る食事療養（以下この項において「療養等」とい
う。）に係る総合療育センター、鳥取療育園及び中
部療育園の利用については、健康保険法第76条第2
項（同法第149条において準用する場合を含む。）
の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確
保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費
用の額の算定に関する基準（次項において「診療報
酬の算定方法」という。）により算定した額並びに
健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同
法第149条においてこれらの規定を準用する場合を
含む。）並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び
第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準
により算定した額（以下この項において「療養費算
定額」という。）によるほか、別表第1に定めると
ころにより使用料を徴収する。ただし、消費税法
（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定によ
り非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料
（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定
額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定
める額とする。

6 総合療育センター及び鳥取療育園における健康保
険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1
項に規定する療養の給付（以下この項において「療
養の給付」という。）の対象とならない予防接種並
びに総合療育センターにおける療養の給付の対象と
ならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬
の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用
料を徴収する。

7 前各項に規定するもののほか、皆成学園、総合療
育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食
事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに
限る。）については、利用に係る実費を勘案して規
則で定める額の使用料を徴収する。

8 略

(使用料及び手数料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。

(障害者支援施設における利用料金)

第9条 略

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立整肢学園使用料手数料条例等の廃止)

2 略

別表第1 (第7条関係)

区 分	金 額
健康診断	1件につき 4,640円
死体検案	1件につき 10,040円
変死体検案	1件につき 18,140円
死後処置	1件につき 4,320円
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,720円

別表第2 (第7条関係)

区 分	金 額
普通診断書	1通につき 2,050円
健康診断書	1通につき

(障害者支援施設における利用料金)

第8条 略

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第9条 略

(使用料及び手数料の減免)

第10条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立整肢学園使用料手数料条例等の廃止)

2 略

(利用の許可に関する経過措置)

3 この条例の施行前、鳥取県立社会福祉施設の使用の許可を受けた者は、第3条の規定により許可を受けたものとみなす。

別表第1 (第7条関係)

区 分	金 額
健康診断	1件につき 4,510円
死体検案	1件につき 9,760円
変死体検案	1件につき 17,640円
死後処置	1件につき 4,200円
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,560円

別表第2 (第7条関係)

区 分	金 額
普通診断書	1通につき 1,990円
健康診断書	1通につき

	2,050円			1,990円
死亡診断書	1通につき 2,260円	死亡診断書	1通につき 2,200円	
年金障がい診断書	1通につき 5,400円	恩給年金診断書	1通につき 5,560円	
身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき 5,400円			
精神障害者手帳診断書	1通につき 5,400円			
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき 5,400円			
生命保険金受領診断書	1通につき 5,720円	生命保険金受領診断書	1通につき 5,560円	
死体検案書	1通につき 4,210円	死体検案書	1通につき 4,090円	
変死体検案書	1通につき 4,210円	変死体検案書	1通につき 4,090円	
通院入院証明書	1通につき 2,050円	通院入院証明書	1通につき 1,990円	
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき 430円	診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき 420円	
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき 2,050円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき 1,990円	
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,080円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円	
診療情報の写し	複写に要した費用を勘案して規則で定める額	診療情報の写し	半切サイズ 1通につき 590円	
			B4サイズ 1通につき 190円	
略		略		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について （鳥取県手数料徴収条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 薬事法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 （1）手数料の徴収について定めた規定中、引用している薬事法の条項を改める。 （2）その他所要の規定の整備を行う。 （3）施行期日は、平成26年6月12日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(52)・(53) 略</p> <p>(54) 略</p> <p><u>(55) 薬事法第36条の8第1項（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき14,000円</u></p> <p><u>(55の2) 前号に規定する登録販売者試験若しくは動物用医薬品登録販売者試験に合格した者又は薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により登録販売者試験若しくは動物用医薬品登録販売者試験に合格した者とみなされる者であることを証する書類の再交付 1件につき650円</u></p> <p>(55の3) 薬事法第36条の8第2項（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき7,100円</p> <p>(55の4)・(55の5) 略</p> <p><u>(55の6) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により処理することとされている薬事</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(52)・(53) 略</p> <p><u>(54) 削除</u></p> <p><u>(55) 略</u></p> <p><u>(55の2) 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 1件につき14,000円</u></p> <p>(55の3) 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録 1件につき7,100円</p> <p>(55の4)・(55の5) 略</p> <p><u>(55の6) 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第1項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 1件につき14,000円</u></p> <p><u>(55の7) 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第2項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録 1件につき7,100円</u></p> <p><u>(55の8) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により処理することとされている薬事</u></p>

法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業	
(1)・(2) 略	略
(3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品(以下「 <u>薬局製造販売医薬品</u> 」という。)を製造販売するもの(以下「 <u>薬局製造販売業</u> 」という。)	略
2～4 略	略

(55の7) 略

(56)～(64) 略

(65) 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付 1件につき2,000円

(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(66の2) 略

法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業	
(1)・(2) 略	略
(3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を製造販売するもの(以下「 <u>薬局製造販売業</u> 」という。)	略
2～4 略	略

(55の9) 略

(56)～(64) 略

(65) 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付(薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この号及び次号において「整備令」という。)附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる整備令第1条の規定による改正前の薬事法施行令(次号において「旧令」という。)第45条第1項の規定に基づく書換交付を含む。) 1件につき2,000円

(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付(整備令附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる旧令第46条第1項の規定に基づく再交付を含む。) 1件につき2,900円

(66の2) 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類(薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第9号)附則第3条の規定が適用される場合にあっては、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)第1条の規定による改正前の薬事法(第66号の5において「旧薬事法」という。)第28条第1項の許可を受けていることを証する書類)の交付(薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。) 1件につき650円

(66の3) 略

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、共同生活介護が共同生活援助に一元化されることに伴い、共同生活援助の設備及び運営に関する基準を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 共同生活援助に係る指定基準に次の事項を加える。 ア 介護その他の日常生活上の援助を指定居宅介護事業者に委託する事業所(以下「外部サービス利用型事業所」という。)を除き、事業所ごとに生活支援員を置くこと。 イ 外部サービス利用型事業所にあつては、委託する指定居宅介護事業者の名称等を規程に定めるとともに、利用者に説明し同意を得ること。 ウ 共同生活住居とは別の場所に設置され、一体的に運営される住居は、定員が1人で必要な設備を設けるとともに、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 自立訓練（<u>第15条・第16条</u>）</p> <p>第8章 就労移行支援（<u>第17条・第18条</u>）</p> <p>第9章 就労継続支援（<u>第19条・第20条</u>）</p> <p>第10章 共同生活援助（<u>第21条・第22条</u>）</p> <p>第11章 多機能型の特例（<u>第23条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定障害福祉サービスのうち<u>重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障害者</u>であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>共同生活介護（第15条・第16条）</u></p> <p>第8章 自立訓練（<u>第17条・第18条</u>）</p> <p>第9章 就労移行支援（<u>第19条・第20条</u>）</p> <p>第10章 就労継続支援（<u>第21条・第22条</u>）</p> <p>第11章 共同生活援助（<u>第23条・第24条</u>）</p> <p>第12章 多機能型の特例（<u>第25条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、<u>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>第7章 <u>共同生活介護</u></p> <p>（基本方針）</p> <p><u>第15条 指定障害福祉サービスのうち共同生活介護は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>（基準）</p> <p><u>第16条 共同生活介護に係る指定基準は、別表第6のとおりとする。</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>第7章 自立訓練</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(基準)</p> <p><u>第16条</u> 自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第6</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第6</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 就労移行支援</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(基準)</p> <p><u>第18条</u> 就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第7</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第7</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第9章 就労継続支援</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(基準)</p> <p><u>第20条</u> 就労継続支援に係る最低基準は、<u>別表第8</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 就労継続支援に係る指定基準は、<u>別表第8</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 共同生活援助</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第21条</u> 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助</p>	<p>2 <u>前項に定めるもののほか、共同生活介護に係る指定基準は、共同生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 自立訓練</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(基準)</p> <p><u>第18条</u> 自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第7</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第7</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第9章 就労移行支援</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(基準)</p> <p><u>第20条</u> 就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第8</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第8</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 就労継続支援</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(基準)</p> <p><u>第22条</u> 就労継続支援に係る最低基準は、<u>別表第9</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 就労継続支援に係る指定基準は、<u>別表第9</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 共同生活援助</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第23条</u> 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助</p>
---	--

は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第22条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。

2 略

第11章 多機能型の特例

第23条 略

は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第24条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。

2 略

第12章 多機能型の特例

第25条 略

別表第6 (第16条関係)

区分	指定基準
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 世話人</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 定員は、4人以上とすること。</p> <p>2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</p> <p>(1) 2室以上10室以下の居室</p> <p>(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備</p> <p>(3) 食堂</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 浴室</p> <p>(6) その他日常生活を営む上で必要な設備</p>

	<p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) 従業者の勤務体制</p> <p>(11) その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</p>
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発</p>

	<p>生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第2号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>

事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。
---------	----------------------------

別表第6 (第16条関係) 略

別表第7 (第18条関係) 略

別表第7 (第18条関係) 略

別表第8 (第20条関係) 略

別表第8 (第20条関係) 略

別表第9 (第22条関係) 略

別表第9 (第22条関係)

別表第10 (第24条関係)

区分	指定基準
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活支援員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 <u>定員は、4人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>2室以上10室以下の居室</u></p> <p>(2) <u>居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備</u></p> <p>(3) <u>食堂</u></p> <p>(4) <u>便所</u></p> <p>(5) <u>浴室</u></p>

区分	指定基準
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 管理者は、<u>事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする</u>こと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p>
設備	<p><u>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p>(6) <u>その他日常生活を営む上で必要な設備</u></p> <p>3 <u>居室は、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>4 <u>共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居については、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>入居定員は、1人とすること。</u></p> <p>(2) <u>日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u></p> <p>(3) <u>面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>5. <u>非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</u></p>	
<p>サービスの開始</p>	<p>1 <u>正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</u></p> <p>2 <u>サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>入居定員</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>外部サービス利用型事業所にあつては、委託する指定障害</u></p>	<p>サービスの開始 <u>別表第6サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p>福祉サービス事業者及びその事業所の名称及び所在地並びに委託するサービスの内容</p> <p>(6) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合は、当該障がいの種類</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 従業員の勤務体制</p> <p>(12) その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</p>		
略		略	
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第2号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p>	サービスの提供	別表第6サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。

	<p>6 <u>利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p>7 <u>非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</u></p> <p>8 <u>利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p>	
<p>記録の作成及び保存</p>	<p><u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p> <p><u>別表第6記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
<p>略</p>		<p>略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、保育所の職員の配置基準を一部緩和する。</p> <p>2 概 要 (1) 職員の配置において、保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる保育所を、乳児4人以上(現行 6人以上)が入所する保育所とする。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 乳児<u>4人</u>以上が入所する保育所に対する別表第4職員配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 乳児<u>6人</u>以上が入所する保育所については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなして別表第4職員の配置の項第2号の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 薬事法の一部が改正され、大臣指定薬物の所持、使用等が禁止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 （1）鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正 知事指定薬物の販売、授与又は使用を目的としない購入、受領及び所持を、販売、授与又は使用を目的とする場合と同様に、禁止行為に加える。</p> <p>（2）鳥取県青少年健全育成条例の一部改正 ア 青少年が行い、又は青少年に対して行われることを知って、場所の提供等をするを禁止する行為について、薬事法の改正に伴う規定の整備を行う。 イ 図書類の販売等の自主規制について定めた規定中、「自殺」の文言を「自死」に改める。</p> <p>（3）施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を購入し、受領し、又は所持すること(第2号に掲げる行為を除く。)</p> <p>(5) 知事指定薬物をみだりに使用すること。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、<u>大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含み、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。)</u>。</p> <p>(5) <u>大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること。</u></p> <p>(6) 略</p>

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第2条 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け(以下「販売等」という。)を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 青少年の自死を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け(以下「販売等」という。)を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p>

<p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反して、<u>同法第2条第14項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。）</u></p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反する行為</p> <p>(8)・(9) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>条例名等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>					
<p>提出理由</p>	<p>1. 提出理由 保育士等修学資金の貸付対象者を拡大することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2. 概要 (1) 返還に係る債務を免除することができる保育士等修学資金の貸付対象者を県内に住所を有する者の子等とする。 (現行:県内の高等学校を卒業した者) (2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>【参考】 県内から県外高等学校に通学している者の中で、保護者が鳥取県に在住している場合には、修学資金の対象とすることが適当であることから、貸付対象を規定している「鳥取県保育士等修学資金貸付規則」を改正し、修学資金の貸付対象者を拡大する。</p>					
<p>及び概要</p>	<p>「鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則」の該当部分(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="271 851 1428 2038"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 851 845 884">改正後</th> <th data-bbox="845 851 1428 884">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 884 845 2038"> <p>(目的) 第1条 この規則は、<u>県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学(以下「短大」という。)</u>において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) <u>短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学し、又は在学する者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する者であること。</u> ア <u>短大に入学する日の属する年度の前年度の4月1日から引き続き児童福祉法第6条に定める保護者(以下「保護者」という。)が県内に住所を有していること。</u> イ <u>県内の高等学校を卒業する者(その者に準ずる者を含む。)であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 略 イ 保護者の全てが地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(以下「市町村民税」という。)の所得割を課されていないこと。</p> <p>ウ 略</p> </td> <td data-bbox="845 884 1428 2038"> <p>(目的) 第1条 この規則は、<u>県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学(以下「短大」という。)</u>において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) <u>県内の高等学校を卒業し、短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学しようとし、又は在学する者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 略 イ <u>児童福祉法第6条に定める保護者(以下「保護者」という。)の全てが地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(以下「市町村民税」という。)の所得割を課されていないこと。</u></p> <p>ウ 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学(以下「短大」という。)</u>において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) <u>短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学し、又は在学する者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する者であること。</u> ア <u>短大に入学する日の属する年度の前年度の4月1日から引き続き児童福祉法第6条に定める保護者(以下「保護者」という。)が県内に住所を有していること。</u> イ <u>県内の高等学校を卒業する者(その者に準ずる者を含む。)であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 略 イ 保護者の全てが地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(以下「市町村民税」という。)の所得割を課されていないこと。</p> <p>ウ 略</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学(以下「短大」という。)</u>において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) <u>県内の高等学校を卒業し、短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学しようとし、又は在学する者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 略 イ <u>児童福祉法第6条に定める保護者(以下「保護者」という。)の全てが地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(以下「市町村民税」という。)の所得割を課されていないこと。</u></p> <p>ウ 略</p>
改正後	改正前					
<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学(以下「短大」という。)</u>において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) <u>短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学し、又は在学する者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する者であること。</u> ア <u>短大に入学する日の属する年度の前年度の4月1日から引き続き児童福祉法第6条に定める保護者(以下「保護者」という。)が県内に住所を有していること。</u> イ <u>県内の高等学校を卒業する者(その者に準ずる者を含む。)であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 略 イ 保護者の全てが地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(以下「市町村民税」という。)の所得割を課されていないこと。</p> <p>ウ 略</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学(以下「短大」という。)</u>において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の借受者の資格) 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) <u>県内の高等学校を卒業し、短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学しようとし、又は在学する者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 略 イ <u>児童福祉法第6条に定める保護者(以下「保護者」という。)の全てが地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(以下「市町村民税」という。)の所得割を課されていないこと。</u></p> <p>ウ 略</p>					

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
保育士等 修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、 <u>県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</u>		保育士等 修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、 <u>県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</u>	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県内の産婦人科、小児科等の特定の診療科における医師の不足を解消するために貸し付けている臨床研修医研修資金貸付金について、医師の適正な配置に支障が生じないように、当該資金の返還に係る債務の免除条件を緩和する。</p> <p>2 概 要 臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務の全部免除の条件である3年間の県内の特定診療科での業務の従事については、臨床研修修了後6年間（現行3年間）のうちに行うこととする。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は公布日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲
略				略			
臨床研修医の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修終了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1	臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して6年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）を経過するまでに通算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは知事がその都度定める期間）以上指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務に従事したとき。	債務の全部	臨床研修医の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修終了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1	臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める日）までに指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務を開始し、引き続き3年間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは知事がその都度定める期間）その業務に従事したとき。	債務の全部
		略				略	
		略				略	
略				略			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>財産を減額して貸し付けること ((元) 境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地) について</p>				
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 障がい者の就労支援を図るため、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営している社会福祉法人養和会に対して、当該建物及び周辺用地を引き続き減額して貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td>境港市中野町字膝根1929番1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類及び数量</td> <td>①土地 1; 497.50㎡ ②建物 780.00㎡</td> </tr> </table> <p>※ 現在の貸付内容と同じ。</p> <p>(2) 相手方 米子市上後藤八丁目9番23号 社会福祉法人養和会</p> <p>(3) 利用目的 障害福祉サービス事業所 (就労継続支援 (A型・B型) 及び自立訓練 (生活訓練) 事業所)</p> <p>(4) 貸付期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</p> <p>(5) 減額して貸し付ける理由 養和会が当該建物等において提供している障害福祉サービスは、就労継続支援事業及び機能訓練 (生活訓練) 事業であり、特に機能訓練 (生活訓練) は西部地域で唯一の指定事業所である。 機能訓練 (生活訓練) を併設することにより、基本的な生活リズムを整える支援や集団生活のルールなど、職業生活を送る上での基礎的部分の訓練を行っており、就労準備性の段階に応じた障害福祉サービスが提供できるモデル的な事業所である。</p> <p>(6) 貸付料の額 知事が定める普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該貸付けに係る土地及び建物の貸付料年額の2分の1に相当する金額</p>	所在地	境港市中野町字膝根1929番1	種類及び数量	①土地 1; 497.50㎡ ②建物 780.00㎡
所在地	境港市中野町字膝根1929番1				
種類及び数量	①土地 1; 497.50㎡ ②建物 780.00㎡				